

新型コロナウイルス感染防止対策に伴う 補償保険金のお支払いについて

内閣総理大臣からの緊急事態宣言及び東京都からの緊急事態措置に伴い、感染防止対策として、勤務時間の短縮等、一部業務を縮小して営業しております。

これに伴い、ご請求いただいた労災診療補償保険金のお支払いにつきましては、通常時には保険金請求書を受理してから 30 日以内に保険金をお支払いしておりますが、これを超えてお支払いする場合があります。

大変ご迷惑をおかけしますが、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。